

令和4年第8回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和4年12月14日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	江島利高
保健福祉課長	矢川靖章	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	土井一	農業振興課長	木須英喜
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	中村政文
建設課長	笠原政浩	会計管理者	谷川友子
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	谷崎孝則
農業委員会事務局長	久原正好	主任指導主事	梅木純一

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久原雅紀
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

14番	西山清則	15番	溝上良夫
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

4. 重富邦夫議員

1. 地域住民の買い物支援について

2. マイナンバーカードの取得状況と利活用促進について

5. 吉岡正博議員

1. 公表された「小学校再編は3校」について

6. 内野さよ子議員

1. 情報公開と公文書管理について

2. 誰もが自分らしく、伸びやかに活躍するために

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆さんおはようございます。

重富邦夫でございます。

本日は2日目の一般質問、どうぞ最後までよろしくお願ひいたします。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い順次質問をしていきたいと思っております。

冒頭に町長、昨日のボクシングの試合は見られましたか。サッカーを見られたのか。すばらしい井上選手の4団体統一というTKO勝利での偉業を成し遂げられたわけでございますけれども、私も携帯のほうで試合のほうを確認させていただいたんですけども、TKOというふうにこちら側がKOされないように、今回は一般質問、約20対1ですので、どうぞ最後までよろしくお願いいたしたいと思います。

では、1項目めの地域住民の買物支援、買物弱者対策について質問をしたいと思えます。

この質問、今回の一般質問は、夏頃に私が地域のサロンのところに出向かせていただいて、いろいろと意見交換等々をした中での質問で構成をしております。質問の構成上、通告書に書かせていただいている中の同類の質問であることであったり、質問の順序を入れ替えたりということがあろうかと思いますが、議長より許可をいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

では、早速質問していきたいというふうに思います。

全国的に少子・高齢化が進展する中において、買物弱者の問題というものがあるいろいろな自治体でも、これは出てきているというところ、白石町においても年々深刻化をしているのではなかろうかと。その背景として、高齢者だけの世帯の増加、運転免許返納、大型スーパーの進出、地域の個人商店の後継者がいないため閉店につながったり、そういったところが若干の原因にあるのではないかと。コンビニを日々の命綱にしている高齢者という方も多いのではないかとというふうにも推測をします。

サロンの中でも、この買物支援のことに対して意見が出されたわけでありまして、その中で一度持ち帰って、私なりにどうしたらいいものなのかということを考えておりましたけれども、区単位でこれはできるような話ではなくて、例えば私の地域、福富地域で言えば、全体に関わる問題でもあり、もっと考えれば白石町全体にもはびこるような問題でもありということで、一度福富地域の区長会のほうにこのことに対して問題を投げかけまして、諮っていただいたという経緯もございます。まず、その中では、こういった支援があれば、それは助かるけれども、全体としてどれくらいの数があるような問題を抱えているのかというのが分からないじゃないかというような確かな組織運営をやられている方々の意見として出されたわけですし、それでは一般質問として町政に問うてみましょうというところで質問を上げさせてもらっています。その買物弱者の定義と実態把握ということで、まずお答え願いたいと思います。

○武富 健長寿社会課長

重富議員のほうから、買物弱者の定義とその実態把握についてという御質問でございます。

買物弱者の定義につきましては様々でございます。経済産業省のほうでは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々、また農林水産省のほうでは、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方と定義をされております。こういったことを受けまして、本町における買物弱者につきましては、住んでいる地域で様々な理由で日常生活に必要な買物が困難になっている人というふうに考えております。

次に、買物弱者の実態把握についてでございますが、日常の買物に不便を感じるか否かにつきましては、当該者の経済状態、また介護認定などの健康状態、それから店舗までの距離、買物に用いる交通手段の状況、これは自家用車の有無であったり、先ほど議員が言われましたように、運転免許の保有状況、それから公共交通機関の利便性などがございますが、そういった買物に用います交通手段の状況、それから代わりに買物をしてくれる、または買物に付き添っている家族の状況、それから地域コミュニティの状況ということで、隣近所の人々の状況等、そういったいろいろな状況によって異なってくるものというふうに考えられますので、正確に買物弱者数を把握することは困難な状態かなというふうに考えております。

ただ、現状といたしまして、現在行っております介護保険サービスの一つでございますホームヘルプサービス、それから町が行っております軽度生活援助事業、食の自立支援事業、また社会福祉協議会のほうが行っておりますかせすっけん事業、これらの利用者の方につきましては、全員というわけではございませんが、買物弱者に該当するものというふうに考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

その定義に対して、先ほど御答弁がありましたけれども、確かに定義づけが難しく、幅が広うございまして、なかなか数字的に拾うのが難しいと。確かに、高齢者だけが、じゃあそう言えるのかと言われれば、そうでもない。車の免許を持たない若者もいるし、じゃあそういったところの把握なんかも地域によって異なるし、これが状況が違うものですから、支援のやり方も変わってくるということで、なかなか難しいであろうというような、調べ上げてみますと、そのような感想を持ったところでございます。

今、答弁の中を聞いていますと、高齢者支援という中でいろいろな買物支援に当たるようなことを現在やられているというところですね。私たちの地域も、数年前までは一般的なスーパーと呼ばれるようなところというのは実はございましたけれども、これは時代の進展とともにといいますか、人口減少なのか、事業者側の今後の展望で継続を断念したというような経緯がございまして、そういったスーパーが地域から消えた。それで、現状そのような状況が何年も続いていると、買物をしようとしても、今までよりも遠いところで買物をしなければいけないような状態になり、なかなかコロナ禍とかエネルギー問題とか、こういったところがございまして、日々、毎日のことでございますので、経済的にも大きいというような声も非常に多く聞かれますね。これは、今に限ったことではなく、数年前から多く声を聞くところでございます。

そういった話の中で、サロンの中では何かできることはないのかとしたときに、移動販売というのがあるじゃないですかと、そういったところの活用とかはどうなんでしょうかというようなことを問われて、移動販売車というのは、とくし丸という事業者が町内では活躍をされている。2年前に、白石町とAコープしろいし店は移動販売の際に、高齢者の様子に異変があれば町に情報を提供するよう、高齢者の見守りに関する協定をなされているというところ、この移動販売車のとくし丸の利用状況が実際どういふものなのかというところをお知らせいただければと思います。

○吉村大樹商工観光課長

議員御質問の移動スーパーとくし丸でございますが、買物に行くのが不便、そもそも買物に行けなくて困っているという買物弱者の皆様をサポートするために、平成24年2月に設立された移動スーパーの運営会社でございますが、令和4年5月末時点では全国で約1,000台の移動販売車が運行されているということで聞き及んでいるところでございます。

事業の仕組みといたしましては、まずとくし丸本部が地域のスーパーと契約をなされます。次に、車両で販売される個人事業主、この方を販売パートナーということで呼ばれているそうでございますが、その販売パートナーが地域のスーパーと販売委託を結ばれると。その結ばれた後、そのスーパーの商品を移動販売されるというような仕組みになっているようでございます。

議員がおっしゃるとおり、本町では令和2年10月から1事業者によりAコープしろいし店の商品の移動販売が開始されまして、販売ルート内の注文を受けたお客様の自宅を週に2回程度、大体3日に1回訪問をされておるということでございます。現在、町内の利用者は約140世帯で、1日約40軒程度訪問をされているということでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

内容の説明を受けましたけれども、移動販売が週に2回ですか、1日に約40軒程度訪問されていると。1日に40軒といえば、1台でこなすにはなかなか、いっぱいいっぱいのものなのかなというふうにも感じました。週に2回程度同じところを訪問するというのは、これは白石町との協定がある、高齢者支援の部分も含んでいるのかなというふうにも感じたところでございます。運転免許証とかの返納が注目を集めていますけれども、買物のことなどを考えると、なかなか手放せない現状もあるかと思えます。先ほどの話でも、とくし丸の存在というのは意外にも本町行政にとっても助けられている部分も多かろうかというふうに思いますが、一部サロンで、別サロンのところで、移動販売車に来ていただけないかというような連絡を取ったところ、先ほどの内容、1日に40軒も回るような業務内容ですから、なかなか時間が取れずにかみ合わなかったというようなことも実際あったと聞き及んでおります。そういった中で、どうにかできないものなのかということもあって、この移動販売車について、現在財政面とか、そういったところも含めて、どのような支援というものを行われているのか、そういったところを質問いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○吉村大樹商工観光課長

議員がおっしゃる移動販売車とくし丸でございますが、その移動販売車にはしっかりと冷蔵庫も載っておりまして、新鮮な野菜、果物、総菜などの食料品から、パン、お菓子、また日用品といったAコープしろいし店の店頭と並んでいる商品を、注文されたお客様が自宅前でお買物ができるというものでございますので、買物に行く

のが不便、また買物に行けなくて困っているというお客様には、大変利便性があると思っております。

しかしながら、あくまで地域のスーパーや個人事業主の方が営利で行われている事業であることから、現在のところ町からの支援は行っておりません。

以上です。

○重富邦夫議員

現在のところ、個人事業主という枠組みということもあって、支援は行ってないというところでしたが、この移動販売車による買物の場が提供できるようにしていくことが、高齢者の安否確認も含めて有効ではないかと。だからこそ、協定を結ばれているんだろうとは思っていますけれども、そのサロンの皆様方が言うには、私たちも健康体操とか、そういったところで各地区集まって、どここの誰れさんが具合が悪いとか、入院しているとか引っ越したとか、いろいろそういった地域の情報を話の中で集めていく。そこを区長さんなりに伝えたりとか、そういったところで私たちの情報というのはひもづいているというような話をされていました。

それで、そういう意味では、一つの安否確認にはつながっているんだろうというふうにも思います。実際、この週の何日の何時ぐらいに移動販売車にお願いして来ていただけるようなサイクルといたしますか、段取りといたしますか、そういったものがあれば、また地域のにぎわいにもつながっていくんじゃないかというような声もいただきまして、販売場所の提供であったり、1台で対応が困難であるなら、移動販売事業に投資しやすいような形の支援策を考えていくとか、そういった部分で町が積極的に関わっていくことはできないのか。そのあたりの考えをお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

直接的にということではございませんけれども、先ほどから定義でも示されておりますように、買物弱者とは様々な理由で日常生活に必要な買物が困難になっている人のことを言われておりまして、その理由といたしましては、過疎化ですとか少子・高齢化の影響による小売店の撤退、廃業、あるいは公共交通機関の廃止や衰退、そしてこれに伴って自家用車以外の公共的な交通手段が乏しくなっていると、こういったことが挙げられると思います。

これらのことに関しましては、本町におきましても、そういった状況に置かれている方、議員がおっしゃいますように、多くいらっしゃる認識をしているところでございます。このため、対策といたしましては、公共交通に関することで申しますと、路線バスの撤退後には廃止路線代替バス、相乗りタクシーですとかコミュニティタクシー、定時定路線いこカーを運行させていただいております。加えまして、平成22年度からでございますけれども、コミュニティタクシー、デマンド型乗合タクシー、これは予約制いこカーでございます。これを導入いたしまして、町民の皆様方の身近な移動手段として、買物や通院などに御利用いただいているという状況でございます。

○武富 健長寿社会課長

買物弱者対策に資するものとしたしまして、先ほど御紹介しましたように、町では現在、軽度生活援助事業のメニューの一つとして買物に関する援助や、食の自立支援事業といたしまして配食サービスを行っております。また、社会福祉協議会のほうでは、平成27年度からかせすっけん事業に取り組みられておまして、会員の方は買物代行のサービスも利用されているといった現状でございます。買物につきましては、日常生活にとって欠かせないものであると同時に、買物支援による交流や見守り活動は、地域で行う生活支援の一部となっております。今後も、高齢化や人口減少は続き、日常の買物に困る人は増えてくると予想されるため、その地域に合った買物の仕組みを構築していく必要がございます。町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めておまして、その中で地域における課題を整理し、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、生活支援体制整備事業に取り組んでおります。この事業は、地域の様々な課題を共有することで、住民自らができることを考え、話し合いながら支え合い、助け合いの地域づくりを推進するものでございます。今後も、現在行っております軽度生活援助事業などの継続を含め、生活支援コーディネーターを中心に、地域にある様々な支援、これは人であるとか物、それから既にある支援などがございますが、これらを把握いたしまして、町、各種団体や事業者などの皆さんと連携しながら、これらの支援と地域のマッチングを行い、地域の特性や高齢者のニーズに応じた多様で持続可能な買物支援の仕組みづくりについて検討して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

様々な状態だとか目線だとかというところがございますので、今後地域から上がってきた声というものを今後も大切に検討をしていただきたいというふうに思っております。

買物支援というところで、ほかに何か方法があるのかというふうに、いろいろありとあらゆることを考えていますと、道の駅に何か日用品だとか、取り扱うことができないのかということが一案として出てきて、大分の道の駅あさじというところでは、一部、こういう移動販売車をやっている事業者にご相談をして、そういうコーナーを設けられているというような事例があつてございますが、実際スーパー的機能を持たせるのが可能なかどうか、まずそういったところを答弁願えますか。

○吉村大樹商工観光課長

道の駅にスーパーマーケットの機能をとという御質問でございますが、本町の道の駅しろいしで販売されている商品につきましては、御承知のとおり、一部県内の道の駅交流品を除きまして、ほとんどが町内の出荷者により生産された商品が販売されておまして、地域住民の皆様にも新鮮な農産物をはじめ、総菜や弁当を多数購入いただいております。これにより、地域住民の皆様の買物支援の一助になっているのではないかとはいふには考えております。

現在、道の駅しろいしで出荷されている商品につきましては、道の駅の出荷者協議会、また道の駅しろいしカンパニーのほうで審査、承認された出荷物が店頭に並んでおりまして、出荷者の御理解と御協力により品数とか出荷数も増加し、充実したものとなってはきておりますが、スーパーマーケットには品ぞろえや利便性ではかなわないというふうに思っております。しかしながら、道の駅しろいしは本町の農漁業を発信するメディアのような役割を果たしておりまして、出荷されている商品、接客、雰囲気といったそのものが本町の農漁業を表現していると思っておりますので、スーパーマーケットのように多種多様な他産地の商品を販売するのは、道の駅の本来の目的や出荷者の皆様の思いにそぐわないというふうに考えております。議員がおっしゃる地域住民の買物への利便性は十分に理解するところでございますが、道の駅にスーパー機能を持たせることで、現在頑張っておられる出荷者の出荷意欲が損なわれ、結果的に町内特産品の出荷量が減少することで、道の駅の魅力が併せて減少することが懸念されるところでございます。

しかしながら、議員の御質問につきましては、地域住民の方々からのお声を代弁されたものというふうに思われますので、今後道の駅しろいしカンパニーの役員会でお伝えしたいというふうには思っておりますが、以上の内容から、道の駅しろいしにスーパーマーケットの機能を持たせるというのは、現時点では難しいということをお理解いただければと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

何かストレートパンチを食らったような感じですがけれども、そういうことであるなら、道の駅の運営そのものが壊れるというようなことにつながれば、それは本末転倒でありますし、そういうことを望んでいるわけでもないところでもあります。しかしながら、道の駅は出荷者の皆さんの利益だとか、白石町の農産品、魚産品、こういったもののPRだとか、そういった目線ではなくて、買物をする方の目線といいますか、そういう目線で見れば役員会にかけていただけるのであるなら、買物をしようとする方々の満足を少しでも向上させるために、産品、品数の、品数自体は増えてきているので、答弁の中でも買物の一翼を担っているというところは、それはそうでしょう。さらにこれが、品数が増えていけば、そういったところにもつながろうかというふうにも思いますので、ぜひそういった目線でも協議を重ねていただきたいというふうに道の駅にはお願いをしたいと思います。

この道の駅でございますけれども、沿岸道路を福富インターが開通して、その影響からか、右肩上がり売上げ等々が伸びてきている好調のときでもございます。その沿岸道路に対しましても、地元の皆さんの協力だとか地権者の皆さんの御協力、理解があったればこそ、開通にこぎ着けたというところでもございましょうか。皆様方も思っておられると思いますけれども、インターが開通するというふうになったときから、インターからゆうあい館までの間というのはもとより、今後は武雄福富線の沿線を活性化させていかなければならないんだろうというふうに自然と思うわけですね。白石町の観光推進の分野も、そういったことも含めて、武雄方面とつながっていくとか、

そういった大きな基幹道路として活性化を今後は考えていかなければならないんだろうというふうに私は思いますけれども、これは町長、実際その路線の活性化だとか、そういうところをどのように考えられているのか、思いを聞かせていただければというふうに思います。

○田島健一町長

重富議員からは、福富インターが完成して、県道36号線といいますか、武雄福富線の沿線がどういった方向で今後開発されていくのか、そういったところも踏まえて町長はどう思っているかということでございます。

有明沿岸道路福富インターの開通に伴って、武雄福富線ということは、当初は国道444号に接続しとったんですけれども、有明沿岸道路の福富インターまで延伸をさせていただいて、今武雄福富線というのは国道444号を横切って、福富インターまでというところになってございます。そういうことで、武雄福富線と有明沿岸道路が直接つながったということで、佐賀市に至る重要な路線になっているところでございます。また、武雄福富線は、最終的には横断道の武雄のインターにもつながるということで、高速道路と高規格道路との接続の道路ということにもなっているところでございます。そういうことで、武雄福富沿線は既に医療機関などの集合や住宅地の分譲など、民間の開発も見受けられるようになりました。今後も、引き続き民間の開発を期待するところでもございます。

町といたしましても、有明海沿岸道路を生かしたまちづくりというのが必要であるというふうに認識をいたしておりまして、武雄福富線はその中で重要な路線であると位置づけております。有明海沿岸道路の整備が進んでまいりますと、県境をまたぐ広域幹線道路がネットワークとして形成されることとなりますので、地域資源を生かした産業の立地や活発な経済活動も促進されることが期待できます。特に、近年起業立地において高規格道路、インターへの近接性が重視される傾向がございまして、福岡県側での話ではございますけれども、有明海沿岸道路沿線においては平成19年以降、60社を超える企業と30件を超える商業施設が進出しているというふうに聞いております。本町におきましても、企業誘致により雇用機会を創出することで移住・定住が促進できますので、当面は公共施設の統廃合による跡地の活用を軸に、定住促進や企業誘致を進めてまいりたいというふうに思っております。また、観光面におきましても、大川、柳川方面や有明海を挟んだ島原方面、南の熊本、天草方面に分布しております観光資源とつなぐ新たな観光ネットワークが形成されていくんじゃないかというふうに思います。本町におきましても、町内にある観光資源や地域資源の磨き上げを行い、町内を周遊してもらうような取り組みを行い、交流人口の拡大にもつなげていきたいというふうに思っております。

今後、新たな地域間の流通や交流、広域的な連携を生かしながら、有明海沿岸道路、福富インターの開通を町の発展につながるような幅広い施策を展開していきたいというふうに思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

町長の答弁、活性化に前向きに、今後も御指導をよろしくお願いたしたいと思えます。

そういった答えをいただいた中で、そもそも買物する企業があれば、こういう質問はしなくていいんです。こういう声が出やすいような状況になってきているからこそこの話なんですね、そもそもが。そういった生鮮食品だとか生活必需品を取り扱うような事業者、本来は地元の事業者が事業展開をして、その地元に基づいてというのが一番の理想ではありますけれども、なかなかこの経済状況の中でそういったところも見込めないと。それで、そのままにしているのか、地元の企業さんたちがいるけれども、そこに気遣いばかりをして住民サービスを低下させていいのか、そういった目線もございます。そういうことで、沿線上に企業を誘致するだとか、スーパーのそういった事業所を誘致するだとか、そういったところの今後の動きについて答弁願いたしたいと思います。

○山口裕一総合戦略課長

実際に令和3年度に住民の皆様を対象に行いました第3次総合計画策定に関わります調査結果からも、町内での買物につきましては満足度が低く、本町の課題であるというふうに認識しております。議員がおっしゃいますところの商業施設ですとか、具体的にはスーパーの進出に関しましては、事業者が出店に関わる市場調査、周辺人口ですとか店舗の地形的立地条件ですとか、鉄道や幹線道路の状況、あるいは車の交通量等の調査が実施されました後に決定されるということになってまいります。本町では、先ほど町長のほうからございましたように、有明海沿岸道路の佐賀福富道路が開通したことによりまして、今後商業施設の進出というのが期待される場所ではございます。議員のほうから、具体的にはスーパーの誘致ということもございますけれども、基本的には先ほど申し上げましたような事業者によります市場調査ですとか、商業分析によります出店計画と土地所有者の土地活用に関します意見、意向の合致によりまして実現するものと考えておるところでございます。現状、直接的に町が積極的に開業、出店ということで誘導することは難しいと思われましても、議員がおっしゃいますように、買物弱者問題が顕著化している状況を鑑みまして、進出の受皿となります用地確保など、公共用地の跡地活用も含めまして、公共施設マネジメント推進検討委員会において今後具体的な検討に入ってまいりますという予定でございます。

○重富邦夫議員

この誘致とか、一言で言っていますけれども、結局相手があつてのことでもありませんし、事業者側は利益が見込めないのであるなら、出店なんかしないわけですね。そういう難しい面もあります。しかしながら、行政は行政として、まずできることを着実に積み上げていっていただきたい、それが最終的に誘致につながるというような思いで今後も取り組んでいただきたいというふうに思って、期待をして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2項目めの質問、マイナンバーカードの取得状況と利用促進についてということで

質問を上げさせていただいております。

先日、マイナンバーカードの取得ということで、各区公民館単位で取得の支援を行ったというところで、各地区に分けられて、細かな単位で支援をしたというところは評価できるのかなど。それに対してもう一つは、写真をその場で撮っていただくというようなところも、前回よりも全然進んでいるなというふうには感じたところでした。

それで、本町における取得率向上、また取得状況ですね。こういったところの課題としてどのように思われているのか、お願いいたします。

○江島利高住民課長

マイナンバーカードの取得状況及び取得率向上への課題についての御質問だと思っております。

マイナンバーカードの取得者数は、令和4年11月30日現在で1万2,157名、取得率は54.9%で、申請者数は1万4,810名、申請率は66.9%でございます。取得率を向上させるために、令和3年6月から出張申請受付を開始いたしまして、御本人の承諾を得て顔写真の撮影等も行っております。これまでの出張申請受付は、受付の日時、場所等を打ち合わせて行っておりましたが、11月2日、3日、9日に福富ゆうあい館で行った際は、受付時間内に御自由に申請をいただく方法で行いまして、144名の方が申請をされました。また、11月23日から12月11日までの休日に47箇所地区公民館等で出張申請受付を行いまして、1,049名の方に申請していただいております。

マイナンバーカードを申請しない理由といたしましては、必要を感じない、メリットがない、手続きが面倒、セキュリティが心配などが考えられます。手続きが面倒という点におきましては、今回の出張申請受付におきまして、多くの方が簡単に申請をしていただくことが取得率アップにつながったものだと考えております。ただ、マイナンバーカードを使える状況が少ないということについては、課題であると認識をしております。

○重富邦夫議員

運転免許証ですとか保険証は、使い道が長い時間をかけてはっきりと住民の方々に認識をされているわけでございますけれども、マイナンバーは一体何に必要なのかというところがまだまだ分からないというところがあるんだろうと。そもそも、これは持ち歩いていいものなんですか。家になおしておくべきものなんですか。そういったところをまず、その辺はどう思われているんですか。

○江島利高住民課長

以前、マイナンバーカード申請が始まった頃につきましては、なくしたら大変というふうなことで周知がされていたと思います。ただ、今後といいますか、保険証にひもづけられるとか、そういうことがございますので、免許証とか、通常の金融機関のカード、それと同様に持ち歩いていただきたいと考えております。

○重富邦夫議員

こういったところが一つの不安材料だろうと。落としたりしてだとか、ナンバーを盗み見られたりして悪用されたらどうしようというのが、まず多分頭の中にあられるんじゃないかというふうな不安というものがあるので、基本的に悪用できるようなものなのかとか、落としたりしたらどのような対処をしなければいけないとか、そういったところをお聞かせいただければと思います。

○江島利高住民課長

カードの紛失や悪用、情報漏えい等を心配される住民の方もいらっしゃいますが、紛失した場合はコールセンターに電話をすれば、カードの一時停止ができます。マイナンバーカードについては、顔写真もついておりますので、他人に成り済まして悪用することはできません。また、マイナンバーカードのＩＣチップの中には、マイナンバーカードに表示されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバーの６種類のデータのみでございます。税や年金などのプライバシーの高い情報については入っておらず、パスワードを一定回数間違えるとロックがかかります。本人が手続きをしないと解除はできませんし、不正に情報を読み出そうとすると、ＩＣチップが壊れる仕組みになっております。

マイナンバー制度における情報の管理に当たりましては、今まで各機関で管理していた個人情報を引き続きその機関で管理をいたしまして、必要な情報を必要なときにだけやり取りをする分散管理という仕組みを取っております。一元化にするようなことはありませんので、情報が全て漏れることなどは一切ございません。

○重富邦夫議員

落としたりした場合は、コールセンターに連絡をすればというところですね。免許証であったり保険証等々でクレジットカードだったり携帯電話の契約だったり、場合によっては成り済まして銀行口座の開設だとか、そういった事案が現在もあっているということもございます。これは、コールセンターに連絡をして、警察とかがすぐ個人情報を照会できるような、関係機関とリンクをしているわけなんですかね。コールセンターに連絡をした後はどうなるんですか。その詳細を教えてください。

○江島利高住民課長

先ほど申しましたコールセンターに連絡して利用を一時差し止めるというふうなことと、それに併せまして警察のほうにも届けていただくというふうなことになります。普通の銀行のカードについても、差し止めるために銀行あたりに連絡をし、それから警察に連絡をするというふうな流れと同様でございます。

○重富邦夫議員

結局は、今の運転免許証とか保険証とか、そういったものと同じ価値観で大事に保管というか、管理するというような意識が必要ということになってくるんですね。

じゃあ、それでこのマイナンバーというのは、具体的に利便性の向上が図られるとされておられますけれども、何のメリットがあるのかというのがいまいちこの私も分

かっていないので、その内容を教えてください。

○江島利高住民課長

マイナンバーカードを取得するメリットといたしましては、まず免許証等をお持ちでない方でも、本人確認書類として利用できるということや、加入する健康保険証が変わったり引っ越したりした場合でも、健康保険証として利用できることが挙げられます。また、行政機関同士が行政手続に必要な情報をやり取りする国の情報連携の制度により、住民が様々な申請手続を行う際に、住民票の写しや課税証明書などの添付書類を省略することができますので、証明書を入手する手間や証明発行手数料の負担等がなくなることが住民のメリットになります。

マイナンバーカードを用いて行政申請を行うことができるよう、転出、転入手続のワンストップ化をはじめ、児童手当の現況届など、子育て関係15手続、要介護・要支援の認定申請などの介護関係11手続、被災者支援として罹災証明の発行申請を含めた全27の申請手続、さらに自動車の保管場所証明の申請等、自動車保管関係で4手続のオンライン化が今後予定されております。御自宅で好きな時間に申請手続ができることが、住民のメリットになりますし、窓口での混雑が緩和されることが行政機関のメリットということになります。

以上です。

○重富邦夫議員

今、メリットを話していただいたんですけれども、数字的には54.9%という数字でしたか。情報として、この取得率が交付税の算定に関係するというような話を聞きましたが、そのあたりはどうなっているのか、今現在持っている情報で結構ですので、教えていただきたいと思っておりますけれども。

○坂本博樹企画財政課長

マイナンバーカードの取得率が交付税に影響するという話の情報は、確かにございます。これにつきましては、その当時の総務大臣、これは令和4年6月ぐらいの総務大臣の談話でございますけれども、普通交付税が減額されるといったような趣旨ではなくて、自治体における地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映して、自治体の取り組みをしっかりと支えるというような考えということでの総務大臣の発言がっております。まだ具体的な、どういった形で交付税に反映をさせるのかということまでの情報はございませんけれども、何らかの形で国が現在取り組んでいるデジタル田園都市国家構想の一つとして、そういったデジタルの推進、そういったものを支援する形で、自治体に対してそういった財源的なところで支援があるというふうに思っております。

先ほど申しましたように、交付税自体にどういった形で算入をされるのかということまでは、まだ詳細なところはございませんけれども、今後国の動向等を注視していきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

分かりました。今後の決定を見守り、これは取得率向上を支えるための交付税になるんだろうとは思いますが、そういったところも申請されるようであれば、申請執行、交付をいただきながら、取得率向上に努めていただきたい。今後は、マイナンバーの、先ほどおっしゃられたメリットですね。それと、今後はこういうふうになりますよというような展望みたいなものを話して、理解を深めていただかないと、これからさらに取得率向上というのはなかなか、打ち止めになっちゃうんじゃないかというような思いもありますので、今後の独自の利用促進策についてどう思われるのか、時間を気にしながら答弁をお願いいたします。

○千布一夫総務課長

マイナンバーカードの利活用促進策については、総務課のほうから答弁をさせていただきます。

本町における独自の利活用促進策に関しましては、現在のところまだ行えておりませんが、来年度、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明証などが取得できたり、あとそのほか自宅のパソコンや個人のスマートフォンからオンライン申請で証明書類の請求を行えるなどの住民サービスを実施できればと考えているところでございます。今後も国の動きにしっかり対応し、先進自治体の取り組みなどを研究しながら、町民の方がマイナンバーカードを取得したことでの恩恵により、より便利になるような取り組みを模索していきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

今後の展望の部分を理解をしていく、こうあるから協力しなきゃいけないねというような、町民意識を持っていただけるような広報のやり方とかというところを、今後はさらに努力をしていただきたいと。展望を語るというのは、まちづくりそのものと全く同じで、展望を語って住民の理解を深め、なければなかなか皆様方が打つ政策に効果が出ないという部分ですか、そういうところもありますので。

先日、私が友人と話をさせていただいた中で、白石町のふるさと納税が伸びているじゃないですかと、いいことですねと。その内容を見ていますと、定住計画だとか子育て支援にも使われている部分で、そこに力を入れられているというところはひしひしと感じるところでもあります。その一つ、政策提案を住民の方がされたものですから、子育て支援等の一つとして、そういった世帯に白石町ならではの政策としてお米を配ってくださいと。例えば、農業振興策にもなろうかと思いますが、白石町のお米を町が買い受け、ある一定の期間だとか量だとかを設け、子育てをするところに、白石町に住むけん、米の要らなくてもいいというぐらいのパンチの効いた支援策も一つ住民の方から提案があったものですから、今後はそういったところも含めて、ふるさと納税が伸びれば、考えていただければというような政策提案を行いまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時28分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。吉岡正博議員。

○吉岡正博議員

議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。
最初に、語句の変更です。

小学校の統合再編について、10月に方針の議員説明があり、それを基に一般質問を通告しておりました。しかしながら、一昨日の12日に新たな小学校再編計画素案の議員説明がありました。その内容は、10月の説明とは方針や表現が変わっております。それで、語句を一昨日の説明素案に合わせさせていただきます。御了解をお願いいたします。

それでは、公表された小学校再編は3校について質問をいたします。

一昨日12日に、白石町立小学校再編計画（素案）の議員説明がありました。その計画は、地域性を生かし、3小学校に再編するとし、学校統合再編審議会の小学校は2校が望ましいとする答申とは違うものになっております。本年3月の議会で、小学校統合再編計画の遅れを私が質問したときに、町長は、答申後、出生数は予想より大きく減少するなど、社会変化が大きく、検討を指示した。適正規模を下回ったら、また再編すればよいではないと答弁をされ、私は納得をいたしました。この答弁によれば、審議会答申の小学校2校案が3校案にはならないと考えます。

そこで、審議会の答申とも違う素案となったことについて、私の子どもを通わせた学校づくりの取り組みで、次の質問をいたします。

1 番目に、審議会の答申、これまでの議会答弁とも違う素案となった議論の経過は。

2 番目に、審議会の答申を尊重しない理由は。

3 番目に、小学校3校の方針の責任の所在は。

4 番目に、小学校を3校にした場合の財政上の扱いは。

最後5番目に、今後のスケジュールは。

ここで、白石地域の新設小学校の再編が、答申の令和10年度から、一昨日の素案は令和12年度に変更になっていることについても触れます。

なお、通告しておりました「小学校は1校に再編する」は削除されましたので、触れません。

まず、教育基本法第6条に規定されます学校の設置者である町長にお尋ねします。

先ほど述べました小学校再編の質問は、どなたに質問をし、責任を持って答弁をしていただくのか、まずお伺いいたします。

○田島健一町長

吉岡議員から、これから学校再編のことについて御質問をいただくと。その中で、誰に質問していいかというようなことでございます。

小学校再編につきましては、学校の設置者である私、そして町長部局から独立し、教育行政を担う教育委員会、それぞれが責任を持って検討を重ねてまいりました。どなたに質問をし、責任を持って答弁してもらおうのかということでございますが、質問内容によりまして答弁者は異なってくるかと思えます。しかしながら、その中で教育委員会が答弁したことで、私が責任を持たないということではございません。そういうことを踏まえて、実務担当は教育委員会、教育長、学校教育課長でよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○吉岡正博議員

今答弁をいただきましたけれども、町長と担当部署の教育委員会のほうで、それぞれで答弁をしていただくが、教育委員会の答弁に対して町長が責任がないわけではないというお話でございましたので、それに沿って質問をさせていただきます。

では、一昨日示されました素案、小学校の再編は地域性を生かし、8小学校を3小学校に再編します。白石地域、有明地域と現状の福富小学校の3小学校に再編しますという案ですけれども、突然の方針変更に感じます。審議会の答申、またこれまでの町長などの議会答弁とも違う案となった議論の経緯を質問いたします。

学校統合再編については、令和元年度に地域、保護者の代表や有識者など、22人の委員の審議会に教育委員会が諮問をし、審議過程には教育委員会事務局が当然深く関わり、1年間にわたり12回もの審議、これは類似の審議では異例とも言えるほど長く、多くの審議を経て答申をしていただきました。この経緯から、教育委員会では諮問をした以上、審議会の答申を尊重することで、その後の教育委員会の審議は進んだと予想します。本年9月議会の中村秀子議員の答申案の取扱いの質問で、学校教育課長は、審議会の答申は尊重しなくてはならないと答弁がありました。それなのに、どの時点から答申とは違う内容がどのように提案され、どこで議論されたのか、素案として決定されたのか、その過程をお伺いします。

○出雲 誠学校教育課長

令和元年度以降の出生者数の減少は、想定を上回る衝撃的なものでした。このことも含め、これまでも申してきたとおり、社会情勢や教育環境、学校統合再編審議会で審議されたときから、大きな変化がっております。このような中、町長から、想定を上回る出生者数の減少を踏まえて検討するように、また学校づくりとまちづくりは一体として考えなければいけない、まちづくりのことも考慮して検討するようにと指示がありました。そこで教育委員会は、小学校再編について令和3年度より具体的に協議を始めました。状況の変化や将来の予測、答申及び審議会での審議の経過を踏まえながら、1校案、2校案、3校案、それぞれの案についていま一度検討を行い、現在この3校案を決定し、提案させていただいております。

○吉岡正博議員

今の答弁は、町長の指示により検討させていただきましたというお話ではありましたが、公開してある令和4年7月までの教育委員会議事録ですが、公開してあるのが7月までなんですけれども、その中に、小学校再編の計画の審議は見受けられません。どこの立場から3校案の発案があり、どこで議論をされて素案を決定されたのでしょうか。審議会に比べて、議論の公開がなされていないので、責任、議論の過程が明確になっていないので、お尋ねいたします。

○出雲 誠学校教育課長

答申が、令和元年度に協議をして令和2年3月に出了ましたが、そこからコロナが発生し、世界的に大流行し、パンデミックになり、そして日本の有名な芸能人の方もお亡くなりになり、恐怖と不安を感じたところです。このような中で、先ほども申しましたとおり、出生者数が令和2年度は103名と白石町がなったというところで衝撃を受けたわけですが、こういうことを踏まえ、もう一度まちづくりも含めて検討しなくてはいけないんじゃないだろうか。これは、議事録に残る協議、会議とかじゃなくて、町長との打合せ、教育委員さんの打合せ、こういう打合せを経ていく中で、時代の変化、そういうところを踏まえて、再度協議が必要ではないかというところで行ってきて、令和3年度に町長から、もう一度まちづくりも含めて検討するようにと指示があったところです。

○吉岡正博議員

審議をされたということではございましたが、まずはどこが審議をされたんでしょうか。それが明確になっていないというのが一つお尋ねです。

もう一つ、令和4年5月の定例教育委員会の議事録を見ますと、4月25日に小学校の再編計画に係る町長との打合せ会という事項の説明がございます。これは、総合教育会議となっていないわけなんですけれども、誰がどのような位置づけで打合せをされたのか、ここで3校案の発案、議論があったのか、お尋ねいたします。

○出雲 誠学校教育課長

4月の段階では、まだ3校案が具体的に決定したわけではございません。それぞれの案について協議をしております。ただ、先ほども申しましたとおり、公開するような会議の場ではなかったものですから、公開をしていないというところで、教育委員、それから町長との連携というところで、幾度となく話合いの場、協議の場を設けてきたところです。

○吉岡正博議員

7月までしか公開してありませんので、会議録がですね。見ようがありませんが、その後の8月、9月、10月の教育委員会では、ちゃんと正式な教育委員会の中での議論はなされたんでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

まだ公開にはなっていないかと思いますが、月を正確に覚えておりませんが、たしか今年の夏だったと思います。8月だったかなと思います。3校案についての正式な話を始めたその辺で、具体的に教育委員会でも話を進めてきております。ただ、その前段方で1校案、2校案、3校案というところでの話をずっとしてきての、3校案の方針のほうの話を具体的に進めさせていただいたというところではあります。

○吉岡正博議員

確認ですけれども、3校案の具体的な協議をさせていただいたという今答弁がありました。それはあくまでも教育委員会としてであって、町長を入れてということではないということですね。

○出雲 誠学校教育課長

私が先ほど申しました正式な場というのは、教育委員会です。ただ、何度も申しますとおり、町長との打合せ、話し合いはそれまでも幾度となく行っております。

○吉岡正博議員

町長との打合せも幾度となくなされた。つまり、町長もこの決定には加わっておられたということで確認をさせていただきまして、では審議会の答申を尊重しない理由を質問します。

学校統合再編審議会の答申は、適正規模の考え方から、小学校は2校が望ましいとされました。簡単に言えば、クラス替えがある小学校が望ましいです。これまでの執行部の議会答弁も、審議会のときに比べて、先ほどの課長の答弁にもありましたように、予想以上に児童数が減少しているの、町長はしっかり見極めなさいと指示をしているという答弁でした。児童数が予想以上に減少しているの、適正規模の考え方から2校が1校になるのかなと私は思っておりました。しかし、今回説明されました素案は、審議会の適正規模の視点は尊重されず、再編時から適正規模以下の小学校、クラス替えができなくなる小学校を一つは維持するとなっております。そして、審議会答申になかった語句、地域性を生かし、地域性という視点から審議会答申とは違う案になっております。子どもたちのための教育環境を考えると、児童・生徒数の多いほうがよいのか、少ないほうがよいのかは、それぞれメリット、デメリットがあります。審議会でも地域性の重要性は議論した上で、合併前の旧3町にとらわれず、新しい白石町は1学年2クラス、3クラスがよいとの適正規模を重視することで、学校統合再編を審議され、答申をしていただきました。その審議会の答申を尊重しない理由をお尋ねいたします。

○北村喜久次教育長

この件について、教育長の私のほうから答弁をさせていただきます。

学校再編審議会の皆様には、1年間慎重な御審議をいただいたこと、改めて心より

敬意を表したいと思ひますし、お礼を申し上げたいと思ひているところです。また、小学校の再編を検討する上で、答申の結果はもちろんのことですが、審議の過程も常に念頭に置きながら議論をしてきたことも事実でございます。先ほど課長が答弁したとおり、町長の指示により検討を重ねてまいりました。学校づくりとまちづくりを一体として学校再編を検討する過程で、先ほども出ましたけれども、想定を上回る出生者数の減少、複式学級が今後確実に複数校で発生することが明らかになってまいりました。この複式学級については既に資料をお配りしておりますけど、まずは有明南小学校、須古小学校、北明小学校が予想されるところです。複式学級については、教育環境としては適正とは言えませんので、できれば避けたいと考えております。意に反して急激な少子化で、このままでは適正規模から考えますと、将来1校への再編も見据える必要が出てまいります。しかし、それまではまちづくりの観点として、例えばこれまでもずっとそうでしたが、コミュニティの核としての小学校の存在、それから子育ての利便性、それから町の国土利用計画における生活拠点ゾーンとしての有明地域、白石地域、福富地域のそれぞれに小学校が存在すること、こういったことを考慮した上で、再編を考えたところです。

現在、本町では、既に御存じのように、教育大綱に掲げます基本方針、「地域・学校・家庭が連携しながら、郷土に愛着を持ち、郷土の発展に貢献しようとする心身ともに健康でたくましい白石町民を育成する」の下、コミュニティ・スクールの推進をしております。これまで取り組んできた成果は着実に実ってきていますが、まだ道半ばであります。特に、目指す子ども像として掲げる「ひっきゃで育てよう！白石のおおどぼう」に関わる失敗や困難にくじけないたくましさを持つ子ども像には、大きな課題を感じております。答申で示された適正規模を若干下回る状況が見込まれますが、今回の小学校再編を白石町の教育を充実させる絶好の機会と捉えて、子どもたちの安全・安心のために登下校時に温かく関わっていただく見守り隊の活動など、子どもたちの教育に今以上に関心を持ってもらい、地域を挙げての確かな教育の基盤固めを行うことが、子どもたちの成長のために重要であると考えたところです。このようなことを踏まえまして、今回の案を示させていただきました。

以上です。

○吉岡正博議員

ただいま教育長のほうから答弁をいただきましたけれども、教育長のお気持ちというのは、私も十分承知はしております。ただ、審議会の会議録を見ていただきたいんですけども、第7回、8回、9回のところで、ここでちゃんと地域性に関しましては3つの小学校、それから地域性、それからコミュニティや地域感情も十分意見が出て議論をいたしております。その上で、新白石町としては旧3町にとらわれないで、新白石町としての学校をつくろうということで、この答申になったわけでございます。先ほど教育長が言われたことも、十分審議をしての答申でございました。そこは言わせていただきます。

それから、もう一つお尋ねしたいことは、複式学級になることを回避するというところで、急ぐというお話をされましたけれど、それでなぜ3校案になるんですかね。2

校案でも、複式学級の回避と3校案とでは、全然そこは直接影響はないかと思うんですが、そこを理由にされるのはなぜでございましょうか。

○出雲 誠学校教育課長

学校再編を協議していく上で、先ほど教育長が申されました、白石地域に複式学級が発生する、それから有明地域にも発生する。これは、幾度となくこの議会でも答弁をさせていただいております。そういうことで、これをどうしても回避せないかん。でも、例えば教育長が言われた、今1校にしたら、規模が大き過ぎる、適正規模を超えてしまう。こういうことを踏まえまして、それとまたまちづくりですね。まちづくりという指示もありましたので、こういうところを勘案しまして、まずは複式学級を避けるために、白石地域、有明地域を先に再編させることが必要じゃなかろうか。それと、まちづくり、先ほど国土利用計画の生活ゾーンがございましたが、3拠点ですね。こういうところも考えまして、3校案というところを出していただいております。

○吉岡正博議員

もう一度確認なんですけれども、複式学級が生じないようにという、1校にしてしまうと早いから、3校で複式学級が生じないようにというお話だと思うんですけれども、2校であっても、複式学級の解消ということにはなるわけですよ、答申どおりであっても。そこに福富小学校は存続させるということによって、複式学級が生じないというわけじゃないでしょう。何か、そのつじつまが私には理解できないんですが。

○出雲 誠学校教育課長

子どもの数だけで言えば、2校が1校というところになってくるかと思います。ただ、先ほども申しましたとおり、まちづくりの観点で人口減少、そして例えば学校が1校、そういうところに例えば若い方たちが家を建てたいと考える場合に、条件として学校の近くとかというのが考えられるんじゃないかかと思っています。こういうまちづくり、若い方たちがまちに住みたいと思うようなところ、これと国土利用計画のゾーニングの部分をマッチングさせての考えでございませう。

○吉岡正博議員

すみません、私はゾーニングの話を知っているんじゃないかと、複式学級の回避のために3校というのはなぜですかということをお尋ねしています。

○出雲 誠学校教育課長

複式学級を数だけで捉えるのではなくて、まちづくりの観点として考えた場合に、3校案がよかろうというところで、まず先に白石地域、有明地域の学校を再編するということと併せて、国土利用計画と併せて考えた結果が3校案というところですね。

○吉岡正博議員

そしたら、またゾーニングの話に戻られましたけれども、結局は複式学級云々ということよりも、3地域のゾーニングということで3校案というのを捉えたということだと思います。そういうふうに私は今の答弁が聞こえましたけれども。

それでは、次の質問をお尋ねしますが、その先の3地域のということで、地域性によりまして福富の小学校をクラス替えができない規模の学校としてこの機会に残すことは、福富の子どもたちのために、地域性のメリットが小規模校のデメリットよりも大きいことが必要です。もう一回言います。地域性のメリットが小規模校のデメリットよりも大きいことが必要です。子育ての終わった世代の我が村の学校、我が母校に対する思いも大事なんですけども、これからの子育て世代の思いにも応える必要があります。学校統合再編審議会は、委員の中に保護者世代が多数おられましての審議でした。今回の素案を作成するに当たりまして、どのように福富の子育て世代の思いを酌み取られたのか、お伺いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

小学校、中学校、義務教育の9年間を見通して、発達段階に応じた学びを展開していくことが重要と考えています。小学校低学年でしっかりと基礎、基本を身につけ、高学年でしっかりと伸ばし、中学校で発揮していくという考え方です。小学校では、きめ細やかな指導を行い、しっかりと学びの土台をつくり、町内一つになった中学校で切磋琢磨し、遺憾なくその力を発揮してほしいと思っております。

話は変わりますが、今日的な課題として、不登校の増加やスマホ等の付き合い方があり、今後さらに大きな問題となっていくことが予想されます。これらの問題は、家庭との密接な連携、初期対応が重要であると考えています。また、地域の行事への参加の国の調査による問いでは、参加していると回答した本町の児童の割合が全国の2倍、佐賀県の約1.5倍であり、このことは本町の大きな強みと思っております。これは、保護者を含めた大人の参加も多いということであり、地域での大人と子どもたちの交流がたくさんあっていることにつながるかと思っております。

これらのことを踏まえ、学校、地域、家庭との連携、これまで培ってきたコミュニティ・スクール、これをさらに充実させていくことは、大きなメリットだと思っております。地域性のところ、福富地域の地域性を酌み取ったかというところだったですかね。ですが、福富地域の地域性といいますか、先ほども何度も申しますとおり、教育の基盤というところで、まずは小学校で基盤固めをし、そして中学校が一つになって、一つの学校で切磋琢磨していく、そういうまずは3つの地域でそれぞれの地域の特徴を生かした子育てをしていっていただいて、そして中学校の1校に進んで、そこで私たちのまちの子どもは私たちが一緒になって育てる、まちで育てていくという機運づくりをしていかななくてはいけないというところで、どこの地域性をどうのことじゃなくて、そこそこにあるこれまでの文化や地域性を生かしながら、そして3つが一つ、中学校は一つになって、そして白石がまとまっていくというような流れの中で、地域が一つになって子育てをしていければというところで、どこの地域がどうのこうのということじゃなくて、一つになってというところで考えておりますが。

○吉岡正博議員

すみません。丁寧な御説明をありがとうございました。私が聞いているのは、教育委員会の方針という意味じゃなくて、福富地域の子育て世代の方の思いを酌み取られましたかということをお尋ねしております。

○出雲 誠学校教育課長

すみません。審議会の過程で、保護者の意見等のところも確認をさせていただいております。いろんな意見が出ておりました。そういうところもありますが、私たちが直接耳にするのは、近くに学校があったらいいよねというような声も十分聞いております。そういうところも、今回の3校案を提出させていただく、地域の方の声というところで捉えております。

○吉岡正博議員

私も須古小学校の前のあたりに住んでおりますので、学校は近くにあったほうがいいかと、担当しながら思ったところがございます。

ただ、福富小学校を小規模校として残すことは、福富の子どもたちにとってよい選択なんでしょうか。以前の話だと、小規模校はクラス替えがなく、人間関係が固定される。5年生、6年生の教科担任制の科目が限られたり、専科教員が在籍しない。そして、福富小学校の校舎は耐用年数が過ぎた校舎になります。それ以上に、町村合併以前からの地域性で、母校愛、地域愛からのメリットが小規模校のデメリットよりも大きい。これからの児童、保護者がそれを望んでいるというふうにお考えなんでしょうか。

○北村喜久次教育長

福富小のことについて、審議会でも十分議論をしていただいたことを問うていただきました。

確かに、福富小の課題、まだまだそれでも町内8校の中では規模の比較的大きいところではあるんですけども、人数が少なくなって、例えばその中でいろんな人間関係のあつれきが生じる。例えば、スクールカーストとかという序列、無意識下の序列づけというようなこともあります。それもあります。規模だけで考えると、確かに議員のおっしゃるとおりにせざるを得ないところですね。でも、小学校段階の学びというのは、地域の人との関わりですね。地域の人による手助け、地域の人による応援、そういうものがあっての小学校の学びとっております。塾のように学校だけでやる分は、たくさんありますけれども、それ以上の影響があると思うんですね、いろんな人との関わり。そういうのを大切にしたいということで、この案を出しております。ただ、それをずっと続けるのかということ、福富小学校もいずれ、減ることばかり言うなどお叱りを受けますけれども、今の状況ではそのことも想定せざるを得ない状況ですので、将来そんなことは言っておられないという状況が来ると思います。だから、先ほど私の答弁の中で「それまでは」というのを申したのは、そこです。だから、若干下回って、審議会の答申にそぐわない面もしばらくは出てきますが、それよりも地域

性のこと、まちづくりのこと、子育てのしやすさ、そういったものを大切にしたいという思いです。

以上です。

○吉岡正博議員

それでは、小学校3校案の責任の所在を質問いたします。

私は、令和3年3月の議会で、学校統合再編の責任は誰にあるのか、質問をしました。町長から、町長と認識していると答弁をいただきました。また、町長は、私がリーダーシップを持って学校統合再編に取り組むと答弁をいただき、本年3月の議会でもそれを確認いたしました。小学校の統合再編は、150年に一度の大きな決断と、大きな判断と言えます。今回の地域性を生かした3小学校に再編、福富小学校は現状を維持するという案は、町長の責任、リーダーシップの下での判断と解釈をしてよろしいでしょうか。それとも、先ほど教育委員会の会議を繰り返しましたとおっしゃいましたので、それとも教育委員会の判断、責任で、町長はそれを追認されたということでしょうか。お尋ねをいたします。

○田島健一町長

小学校3校の方針の責任の所在ということでございますけれども、先ほど来、学校教育課長、教育長がこれまでの経緯等についてもいろいろと答弁をされました。その答弁については私も同じ考えではございますけれども、最終的には私が責任ということで、リーダーシップを取らなければいけないというふうに思っております。これまでの話を復唱するような話にもなりますけれども、学校を取り巻く環境の大きな変化を受けて、審議会の答申はいただいておりますけれども、いま一度検討するように教育委員会に指示を出して、私も一緒になって考えてまいりました。この方針を打ち出すに当たっては、私を含め、教育委員会や関係部局が議論を重ねて、それぞれで学校現場のことは学校で、そして配置とかなんとか、そういったことについては私、町長部局もしっかりとその議論の中に入ったわけでございます。そういうことで、先ほどもお話ししましたように、学校の設置者である町長である私が責任を持つと、そういうことで最終判断もさせていただいたところでございます。

それで、小学校再編計画の素案提示までの経緯については、先ほどから答弁がありますけれども、主体である子どもたちのこと、そして中学生と違って、小学校の低学年につきましては、地域とか学校、家庭がもっともっと身近におってやらんといかんということ、そして小さな子どもたちがいらっしゃるということは、現在の町内の親御さんじゃなくて、白石に住んでみたい、白石に住みたいという若い世代の子育て世代が白石町に来てもらうようなこともしていけないかん。そのときに、本町の国土利用計画に示しているような、その中に生活拠点としてのゾーニングをしておりますので、そういう地域バランスを考慮しながら、白石町全体の底上げといえますか、そこら辺も地域活性化に資することを踏まえまして、最終的に私が判断をしたというところでございまして、全て最終的に私ということと思っております。

以上です。

○吉岡正博議員

今町長におっしゃっていただきましたように、3つのゾーン、それから地域バランスという、ここが今回の3校案の中心じゃないかなと私は取ります。ここは、学校設置者であります、民意の負託を受けられました町長が審議会答申とは違うが、150年に一度の政治判断をしたと、責任を明確に住民の方に説明する必要があるかと私は思っております。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、小学校3校案にした場合の財政上の扱いを質問いたします。

学校統合再編は、財政上は現在の小・中学校11校もの学校を維持するための経費、その経費を子どもたちに直接使う経費にしたいと。教育費予算の削減ではなく、教育費予算の集中をしたいということもありました。審議会の当初は、学校を新築することは検討されていませんでしたけれども、小学校が2校になるなら、財政サイドから、長い目で見て新築も可能とあり、小学校2校の場合は1校が新築となりました。一昨日説明の3校案は、福富小学校、町内で最も建築年が古い校舎、耐用年数が本年度で終わる校舎を残すこととなります。それでも、白石地域の小学校は財政的に新築できるのか。また、有明地域の小学校は中学校から小学校様式に転用、リフォームが十分にできるのか、お尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議員から財政面からの御質問でございますけれども、小学校2校案とした場合においての新設とか改修に係る試算額は、おおむね想定はいたしておりますし、3校案の場合におきましても、それぞれの状況に応じて学校施設として適切な整備は必要というふうに考えております。また、現状の学校施設の築年数等も勘案し、将来的なことなども考えますと、新設校を造ることも必要と考えております。

ただ、いずれにしましても、昨今の社会情勢の変化による物価高騰などを考慮いたしますと、さらなる事業費の増加は避けられないというふうに思っております。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、学校の統合再編は町行政の歴史の中でも一大プロジェクトでございます、教育施策だけの問題にとどまらず、今後の町財政運営にも大きく影響を及ぼすものでございます。財政を預かる立場といたしましては、教育施策にとって最良とする施策の実施に当たっては、一時的に多額の支出を要してでも取り組むべき最重要施策と位置づけをしております、十分な財源の配分を行う必要があるというふうに考えております。このようなことから、事業実施期間中は町全体の施策や予算とのバランスを図りながら、財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今の答弁は、結局2校案のときの.new築、白石地域の小学校は新築というのを言っていたいただきましたけれども、町としての計画でございますので、3校案は。その中でも、

白石地域の新築については財政的に努力をするということによろしいのでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

先ほど言いましたように、白石地域については4校新設というふうな方針になります。先ほど言いましたように、学校の築年数等、そういったものを勘案すると、将来的なことを考えますと、新設が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

確認ですが、新設じゃなくて、新築でいいですよ。分かりました。

それで、もう一方のほうをお尋ねしますけれども、先ほど申し上げましたけれども、福富小学校の校舎は建築年が昭和50年で、町内で最も古い校舎です。法定の耐用年数は今年で過ぎる校舎です。そこはそのまま存続させて、白石地域の小学校は新しい校舎、有明地域の校舎も小学校仕様にリフォームされた校舎になります。対して福富小学校は、古い校舎では福富小学校の児童や保護者、地域から不満が出ることを予想いたします。それに応えるだけの大規模改修を福富小学校にもするのか、その財政支出はできるのか、お伺いいたします。また、それによって、先ほど確約はいただいたつもりですが、白石地域の新築や有明地域のリフォームが、その予算を縮小しなくてはならないというふうにならないように、お願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

議員がおっしゃるとおりに、福富小学校の校舎につきましては、町内8小学校の中で築年数が古うございます。しかしながら、古くはありますけれども、これは福富小学校に限らずですけれども、学校施設につきましては定期的に施設点検等を行いまし、不都合箇所があれば、適切な維持管理のための改修工事を実施いたしてございまして、児童の安全の確保を図るとともに、教育環境の整備充実を図っているところでございます。

今出ております3校案にした場合におきましても、先ほど言いましたように、新築、改修、そういったものを含めて、それぞれ整備方法は違いますが、小学校ごとの十分な検討を行いながら、どの程度の工事が適切であるかを見極めて、偏った予算の配分とならないような配慮は必要であるというふうに考えております。現時点での、なかなか事業費というところまでは正確な部分は考慮できませんけれども、3校案の中で教育環境の整備を十分行っていきたいと考えております。

以上です。

○吉岡正博議員

今の時点で金額が出るわけではございませんので、それを保障してくれとは言いません、言えない状況ですが、とにかく3校の最低限の安全はもちろんです、見た目もございまして、子どもたちの心情的にですね。そこも検討していただきたいと思っております。

おります。

ですが、本年9月の議会で私は、町財政の経常収支比率が大きな改善をしたということで、私はびっくりして質問をいたしました。そのときに企画財政課長の答弁は、国の交付税が増えた一時的なものと、今後交付税は減る見込みで、財政は厳しいとの答弁でした。また、3月議会で町長は、お金はたくさんあるわけではございませんという答弁もございました。国の財政支出も、昨今のコロナ後のお金を見てみますと、コロナ後は国の財政も厳しくなってくると予想します。さらに、ここ数日の防衛費増額の話もありまして、国の財政規律もさらに厳しくなってくるものと私は推察をいたします。

校舎増改築の補助金も、新築に比べましたら改修は少ない部分もございまして、小学校3校を財政的に維持できるのか、新しく造れるのかというのは、財政的に私は心配するところでございます。

それでは、今後の中・長期のスケジュールについて質問いたします。

まず、小学校の再編の時期が白石地域の新設小学校は、審議会の答申は令和10年度でしたけれども、今回の案では2箇年遅くなり、令和12年度となっております、白石地域の話ですね。友田香将雄議員が10月の説明のときに言われたことですが、審議会の答申はあくまでも決定でないと言いながらも、多くの方に令和10年度再編と認識されていますと。該当する児童の保護者の方々は、10年度から新設された学校に行く準備をされていると。これが遅くなることは、該当する保護者にとって生活設計の変更を伴うと考えますがというふうなお話がありました。まさにそうだと思います。2年遅らされた理由をお尋ねいたします。

○出雲 誠学校教育課長

白石地域新設小学校につきましては、新たに用地を取得し、新築を行うこととなります。用地を買収するには、地権者の御理解も必要です。また、新築するに当たり、学校の位置、規模、施設のコンセプトなどを示す基本構想、基本計画を作成しなければなりません。そして、この基本構想、基本計画が完成してから、用地の取得、造成、建設工事という流れになります。土地収用法により用地取得を行うためには、事業認定を得なければならず、学校の位置が決定したからといって、先行して用地を取得することができません。事業認定を受けるためには、大まかな概要ではなく、しっかりとした計画が必要です。基本計画がないことには、認定を受けることができません。このようなスケジュールを改めて検討した結果、令和10年度開校は困難であるということが分かりました。学校を取り巻く状況の変化により検討に時間を要したことは、誠に申し訳ないと思っております。2年遅れることは申し訳ございませんが、御理解をいただければと思っております。

○吉岡正博議員

実務的にハードなスケジュールだったというのは、私も理解をいたします。責任もあると思っております。ただ、先ほどからおっしゃいました中で、複式学級の回避というのを強調されておりましたけれども、ならばなぜ白石地域の新設小学校の開校年

度を2年遅らされたのかなというのが実感でございます。児童数の推計では、須古小学校は令和10年度から、当初の令和10年度から複式学級が生じます。審議会答申の令和10年度開校ならば、須古の子どもたちも2学年で1クラスの複式学級の授業は受けなくて済みますが、2年遅れた令和10年度開校になりましたら、須古の子どもたちは、これは須古だけですけれど、統計上は。複式学級2学年での授業を一旦挟んでから、比較的大人数の学校に移ることになります。そのギャップによる子どもたちへの影響を心配しますが、いかがでございましょうか。

○北村喜久次教育長

最初に、発生が予想される須古小学校の複式のことについて御質問いただきました。御指摘のように、既に資料等も示しておりますけれど、10年度に須古小学校の複式が発生いたします。本当は、この年度を越さない計画というのが理想でしたけれども、先ほど課長が答弁をされましたように、土地のこと、土地収用のことあたりがスムーズにいかないようで、今の答弁の内容になってしまったところです。このことについては、今時点で具体的にこうするということはできませんが、できるだけ短い年度の複式になりますけれど、回避できるような人的措置とか、そういうのも工夫して進めていかなきゃならないと考えているところです。

以上です。

○吉岡正博議員

先ほどおっしゃいましたように、人的な回避の仕方とか、いろんな方法があるかと思えます。2年遅らせたことによって、須古小学校に複式学級が生じるというのに十分対応をお願いしたいと思っております。

学校統合再編審議会の委員は、各地域から選出されました保護者代表や有識者の22人の皆様です。その方々に、繰り返しになりますが、異例とも言える1年間の長期にわたり、12回の審議をしていただきました。白紙からの審議をお願いしました。それを怒られたこともございますが、委員それぞれの出身地域や母校への愛着もあらわれましたけれども、また地域などから審議過程において批判も受けられながら、審議委員さん方は子どもたちの教育環境を第一に考えて審議、そして答申をしていただきました。私は、その統合再編に責任を持とうと議員にもなりました。私は、クラス替えのある適正規模を第一に考えた審議会答申を尊重していただくことを提言する立場です。しかし、小学校再編を先ほどからの地域性の判断から、審議会の答申と違う案とされるならば、判断の理由と学校設置者である町長の政治責任を明確にして、住民説明をしていただきたい。そして、地域性によるメリットを子どもたちと子育て世代のために最大限に生かしていただきたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○田島健一町長

すみません。責任者として、最後の発言をさせていただきたいと思えます。

今日は、吉岡議員から御質問をいただきましたけれども、今後住民説明会を行い、

最終的には議会の議決を得なければなりません。詳細についてはいろいろな意見もあるかと思いますが、御理解いただけるような丁寧な説明を行っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○吉岡正博議員

残り1分でございます。

傍聴をはじめ、資料提供など、皆様御協力ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時44分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

○内野さよ子議員

午後の質問となりましたけれども、午前中の吉岡議員の一般質問を聞いておりました、今回情報公開と公文書管理についてということで質問をしていますが、改めて文書の重みであったり、打合せの会の資料であったり、メモの資料であったり、それから公開していなくても重要性というのをつくづく感じたところでした。そういうことで、今回吉岡議員が言われたように、150年に一度の統合再編ということで、こういう文書についても今後きちっと、今も整理はされていると思いますが、さらに事細かな整理を、このような文書についてはしておく必要があるのかなということを感じたところでした。

では、1番目の情報公開と公文書管理についてということで質問をいたします。

情報公開法が成立したのが1999年になります。これから二十二、三年が経過しているところですが、また公文書管理法が2009年の平成21年に制定をされています。このようなことから十二、三年が経過をしています。この国民の知る権利という考え方から、これらは出ているものと思っています。近年、公文書に関する不祥事、例えば桜を見る会であったり、裁判所の少年事件の文書廃棄問題であったり、また今朝ほども、長崎県の少年問題のことが廃棄ということで問題になっていました。自分が公文書の質問をしているからかどうか分かりませんが、最近ずっと公文書の廃棄問題であったり、そういうことが目につくようになってきました。そういうことですが、国民に対して、国民であっても、国民は公文書管理に目を向け、議論され、注目されるようになってきているように感じます。このような事件、事故の廃棄問題があるということは、私たちのような小さな町であっても、このことは他山の石といえますか、私たちにも気をつけなさいよということだと思うので、しっかりとこのことは目を向けていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

公文書法は、直接地方自治体に適用されるものではないように見えますけれども、公文書法の第34条には、地方自治体の文書管理というところがありまして、「地方自治体は、この法律にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及び実施するように努めなければならない」。これは一番最初、公文書法の冒頭には、国及び独立行政法人についてはと書いてあるので、地方自治体は関係ないように見えますけれども、この34条を改めて見ますと、国だけではなくて県や市町村についても法律の趣旨を改めて問いかけているのではないかなというふうに思っています。行政文書というのは、地方自治体である私たち白石町にとっても、先ほどの学校統合再編でも分かるように、まちづくりには欠かせない、まちが発展していく過程のように私は思っています。

そこで、1番目の質問に入りますけど、公文書の位置づけは、役場で言いますと文書規定だと思いますけれども、これについてはルールに従って運用されていると思いますが、まだ条例化はされていません。本年4月に内閣府から全国市町村に対し、公文書に関する調査も行われており、7月には公表もされているところです。ということで、文書規定についての位置づけはどのようになっているかということでお尋ねをします。お願いします。

○千布一夫総務課長

公文書の位置づけについての御質問でございますが、まずは公文書とはどういうものかということから簡単に御説明いたしますが、公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして町が保存しているものを言います。本町では、先ほど議員が言われたように、町民の知る権利を尊重し、町民へ説明する責務が全うできるようにということで、文書の管理等につきましては白石町文書規定を定めて、文書事務の適性かつ効率的な運用を図ることとしております。

あと、文書の保存期間でございますが、文書規定の中で文書の種類や重要度に応じて、10年、5年、3年、1年としているところでございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

本来、1年、3年、5年、10年と区分がしてあるようですが、その中身については文書規定を改めて後で見たいと思っています。

そういうようなことですが、公文書とはという意味合いについて、今課長のほうからありましたけれども、職員が職務上作成している文書である、持っている資料であるということ、それを私的に見ると、お一人おひとりの職員の皆さんが誰から何を言われても何を尋ねられても、説明できる文書ということだと思います。先ほどの学校統合再編からも分かるように、職員一人ひとりの皆さんが誰から尋ねられても説明できる資料であること、そして行政組織としてそれを管理しているものだというところで、公共的資料であると思っています。

そして、町民は知る権利から、物事の過程や結果を求めることができるものでとい

うことで、公共用物だということを思っています。文書化をすると、決定事項の認識、あるいは食い違いの防止になり、信頼性もできると思います。先ほど言われた紙であったりパソコンであったり、ハードディスクに入れている電子文書、そういうようなことであっても、様々な文書がこの文書規定の中にある公文書だと私は理解しています。

そこでですが、例えば10年という話がありましたけれども、先ほどの学校統合再編については、私は特別重要文書ではないかというふうに思っていますが、この位置づけについては、学校教育課長がいいですね、どうでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

学校再編の文書についてということですので、私のほうから答弁させていただきます。

学校再編の文書については、年限を最長の10年としております。この更新については、その時々判断しておりますが、必要なもの、重要なもの等については10年延長という形を取っております。

○内野さよ子議員

今から、令和12年に小学校の最後の再編がありますので、それから考えると、これから8年後になります。10年であっても、さらに延長が必要なのかなというようなことも思うところです。そういうふうな1年であったり3年であったり、5年、10年という公文書の区分があるということは分かりましたが、2点目に、町民の皆さんに情報公開をするときに機能していくためには、公文書管理が重要であると思っています。文書の管理がですね。公文書は、政策決定過程を世代を超えて受け継ぐ歴史的事実の集積であり、将来につなげていく知的資源であるということを考えています。

そこで、これについてどういうふうなことであるか、総務課長のほうからお願いします。

○千布一夫総務課長

先ほど議員が言われましたように、公文書は町民共有の知的資源として捉えて、文書の管理につきましては、文書分類基準表というのを作成して持っておりますが、その文書分類基準表に従ってその文書を分類し、文書を保有するそれぞれの担当課で適正に管理をしております。毎年度、保存期間を満了した文書については、その文書を保有するそれぞれの担当課で廃棄するのか、また延長をするのかを判断して、延長をする場合は必要な期間を延長することとしております。それから、歴史的な文書として保存する必要があると判断したものにしましては、白石町歴史的な文書の保存等に関する規定というのを策定してございまして、その規定に基づきまして総務課で保存することとしております。本町の文書管理体制としては、以上の内容となっております。

以上です。

○内野さよ子議員

先ほども言いましたが、情報公開が町民の皆さんからであったり、いろんな方から

公開をよろしく願いますという、そういうときにはさっと取り出せる情報、さっと取り出せる文書というのが必要になってくると思います。そういうふうなことで、情報公開が平成11年に制定されて、数年後、旧の白石、旧の福富、旧の有明で見ますと、平成11年に法律が制定しまして、旧白石では平成14年、旧の福富では平成13年、旧の有明では平成14年に、法律が制定された後すぐに条例が制定されています、各市町村ですね。そして、今合併をしまして、平成17年に新たな条例として掲げているところでもあります。

そのように重要であるんですけども、公文書法についてはどうかと考えてみますと、平成21年にできたところですけども、各市町村条例化されていないのが現状です。白石町の情報公開条例第1条には、目的、「町政に関する情報を公開することにより、個人の知る権利の保障と町政への参加を推進するとともに、町政に関し説明する町の責務を全うされるようにし、公正でより開かれた町政を実現することを目的とする」とあります。簡単に言うと、町政へ町民参加を推進する条例であると言えますと思います。このように、町の説明責務を全うするためには、文書管理、文書システムは重要であり、公文書は町民共有の知的財産であり、意義があると思っています。白石町の文書規定には、計画、役場で言うと起案だと思いますが、起案から始まり、横断し会議、決裁、保存、廃棄というような一般的な事務処理が行われていると思っています。文書管理システムの機能によってなされていると考えますけれども、先ほど言われていた各課の管理体制についてはどのようになっているのか、総務課だけではないと思いますので、各課ではどのようにされているのか、お願いします。

すみません。管理体制は先ほどもあったと思いますが、先ほども学校教育課でも言われたように、各課でされて、総務課でまとめてされているんですよ。最終的には、総務課のほうできちっと状況等の把握をされて、そしてされているものだと思いますが、総務課長は重い責務があると思うんですが、総務課長、どうでしょうか。

○千布一夫総務課長

申し訳ございません。文書の管理につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、各課で適切な管理をしてもらっているところでございますが、総務課におきまして特別なことを行っているわけではございませんが、先ほど申しましたとおり、文書につきましては各課で保有、管理をしてもらっています。それで、毎年度文書に係る会議を開催しまして、総務課から各課へ文書の適切な管理、廃棄等の指示を行っているところでございます。

以上です。

○内野さよ子議員

廃棄も重要なことですけども、文書を廃棄する、保存を延長するとかという問題については重要なことだと思っておりますが、先ほどもちょっと触れましたが、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく運用状況といいますか、毎年何件かのお問合せがあったり、情報公開の請求があったりしていると思いますが、それについてはいかがでしょうか。内容的にも出せるようでしたらお願いします。

○千布一夫総務課長

情報公開の状況についての御質問でございますが、手元に持っている資料で3箇年ですが、3箇年の状況について御答弁いたします。

情報公開の件数につきましては、令和元年度が7件、令和2年度が5件、令和3年度が7件となっております。その内容につきましては、主なものということで御説明いたしますが、まず工事の設計書関係資料、それから登記の異動修正関係資料の情報公開請求というのが主な請求となっております。

以上です。

○内野さよ子議員

この情報公開条例に基づく以前は、町報にも記載されていたように思うんですが、最近は見かけないようですが、町報の管理についてはいかがですかね。その辺は、皆さんの、告知についてはホームページを見るだけですかね。

○千布一夫総務課長

周知のことについての御質問でございますが、まずホームページのほうには掲載をいたしております。広報紙のほうの掲載については、今はっきりしたことを記憶しておりませんが、多分最近載せていなかったのかなというふうに思います。

以上です。

○内野さよ子議員

このことの白石町の情報開示のところを見ると、ホームページの中に町報が載っているんですよ。それによると、ずっと載っていましたもんね。町報に載っていました。ここ最近載っていないなということを思っていますが、ホームページを見る人ばかりじゃないので、町報の載せ方も本来この程度でしたけれども、載せておく必要もあるのかなとも思います。

ということですがけれども、そのようなことで、情報公開条例についても開示請求があっているようですが、先ほど言われた設計とか登記の問題とか、そういうふうなことが主に多いようではありますが、その点についてでありました。

3点目に入りますが、保存期間の満了した行政文書は廃棄されると考えています。中でも、保存期間延長と廃棄に大別されると思いますけれど、管理はどのようにされているのか、伺います。

○千布一夫総務課長

文書の廃棄についての御質問でございますが、保存期間を満了した文書の廃棄につきましては、先ほどもお答えしましたことと重なりますが、毎年度保存期間の延長をするかどうかの判断を、各課で文書分類表ごとに廃棄する文書、それと延長する文書の目録を総務課へ提出することになっております。廃棄をする文書につきましては、各課で個人情報を含む機密文書と一般文書に分別しております。分けております。

なお、機密文書につきましては、処分する期日を定めて、業者に直接持ち込み、本町の職員が立会いの下、処分を行っております。

以上です。

○内野さよ子議員

特別文書を廃棄したりとかというところの詳しい内容は私は分かりませんが、例えば今回のようなもので、学校統合再編のようなものでしたら、10年間保存をして、10年延長になるかならないかという判断等については、総務課長ではどうかな、それも、その判断も学校教育課がそういうようなものもされるんですかね、廃棄とか延長とかということについて。

○千布一夫総務課長

先ほどから答弁しておりますが、それぞれの文書の廃棄するのか延長するのかの判断につきましては、総務課のほうでそれぞれの書類の重要度というのは分かりませんので、それぞれの担当課で判断をしてもらおうということになります。

以上です。

○内野さよ子議員

総務課長というのは、先ほども言いましたように、責務といいますか、文書規定の中を見ると、総務課長がまとめるとか、総務課長が指導をすることと書いてあるので、私はそれぞれの廃棄についても課長のほうにまとめて持っていかれて、そこで、いや、これは重要であるから残すとか、そういうふうになっているのかなと思っていましたが、そうではなかったようですが、冒頭に言いました廃棄の問題が今物すごく重要になってきています。事件とか、先ほどのは重い裁判所の事件であったり、少年事件のことを国であると言ったんですが、そういうふうなものでも廃棄をするときには十分注意をして下さいよということが今言われています。今朝のニュースでも、廃棄に関する調査を行うということを最後に言っていました。なので、役場であっても、小さなことであっても、廃棄をするときには一つだけの課でいいのか、その点、総務課も関与したほうがいいのかというのは思います。もちろん、先ほど学校教育課長が言われたように、延長にするというようなことも考えられるでしょうけれども、一つの課だけではなくて二つであるのがいいのかというふうに、聞いていて思いましたけれども、総務課長、どうでしょうか、その辺は。

○千布一夫総務課長

文書の廃棄の判断について、その担当課だけじゃなくて、例えば総務課のほうが入って判断をどうかというお話でございますが、全ての課に対して総務課が中に入ってというのも一つの考えかもしれませんが、なかなか、先ほども申し上げましたが、総務課で全ての課の書類の重要度というものはなかなか分かりかねる部分もございます。総務課のほうで今常に思っていることが、文書の廃棄に関しては職員、個人、担当者が一人でその判断をするのではなく、その課の職員複数人での廃棄するかどうか

の確認を行う、判断をするということが大事である、注意しなければならないことだと思っております。

それから、廃棄も含めた文書の適正な管理のための職員研修というのも定期的開催をして、文書管理の職員の意識づけというのも大事じゃないかというふうに思っておりますので、議員御提案の総務課が入ってというのは、今後の検討課題かなというふうに思っております。

以上です。

○内野さよ子議員

今回公文書の管理ということで、廃棄のところが一番重要かなということを感じたところでした。

それで、4番目の質問にも挙げていますように、佐賀県には公文書館が設置されているが、連携や連絡はどのようにされているのかということでお尋ねしたところでした。白石町では、1年、3年、5年、10年という保存期間ということになっていますけれども、それよりも延長するときも中にはあるだろうということを考えました。それで、ほかの県はどうなっているだろうと思っていたところ、福岡県が廃棄についてはかなり重要視されていて、県の共同公文書館というのがありました。ここも全国でただ一つということですので、ここまでするには費用もかかるので、その点についてはどこでもできるというわけではないかも分かりませんが、廃棄のことを多分重要視されているんだろうなということを感じたところでした。そのことについて、佐賀県の状況などは分かりませんので、その辺のところをお聞かせいただければ助かります。お願いします。

○千布一夫総務課長

佐賀県の公文書館のことについての御質問でございますが、佐賀県公文書館は、歴史資料としての価値を有すると認められる公文書、その他の記録を収集し、保存、そして利用に供して、またこれに関連する調査研究を行うためということで、平成24年に開館をされております。佐賀県公文書館では、佐賀県庁が作成、取得した文書のうち、保存期間が10年以上のものが保管をされており、その中には歴史資料としての価値を持つものを歴史的な文書として選別され、誰もがその内容を確認できるよう、整理保存がされているところでございます。佐賀県公文書館で保存する文書につきましては、先ほど申しましたとおり、佐賀県庁が作成した公文書等となっておりますので、現在のところ、佐賀県内の各市町との公文書等の連携等は行われていないというのが現状でございます。

以上です。

○内野さよ子議員

今、冒頭に言いましたが、公文書法というのができまして、10年が経過しています。これもなかなか周知徹底ができていないので、難しいことかも知れませんが、福岡県が平成24年に共同の文書館ができているということからすると、佐賀県はそこまで

まだ行っていないけれども、いずれはそういう10年過ぎた文書についても取扱いが重要になってくるのではないかなということをおっしゃっているところですね。

先ほどもおっしゃいましたが、本年4月に内閣府から、文書管理等に関する調査が行われています、県や市町村に対してですね。それは、白石町でもおっしゃったということでした。そのことが、7月には公表をされています。その後9月には、地方自治研究機構というところがありまして、これも調べたところですが、文書管理条例の動きというのが調査されていました。文書管理というのは、私は重要だと思っているんですが、なかなか国の中でも市町村の中でも進まないという状況で、果たして文書管理条例の動きというのはどうだろうということでしたが、確かに地方自治研究機構というところで掲載をされている記事がありました。都道府県は、その中で15団体、残念ながら佐賀県は入っていませんでした。条例化はされていません。政令指定都市は6団体でした。市町村で32団体でしたので、まだまだ条例化をされている現状にはないのではないかなということをおっしゃっていますが、今廃棄に関する問題であったり、いろんなことの問題が起きているので、文書管理については、先ほどもおっしゃいましたが、行政だけが持っている文書ではなくて、お一人おひとりの職員の皆さんが文書として持っているメモであってもいろんなものであっても、そういうふうに管理をしてもらえる。それは、職員お一人おひとりが誰にでも説明できる文書であるということと、それから行政が管理をして、それをまとめている、そして今町民が知る権利ということから三者を一体的に考えると、文書管理条例もつくっていく必要があるのではないかなということをおっしゃっています。

そういうふうなことで、情報共有と住民参加といいますか、町の理念をうたった文書管理条例をつくる必要があるのではないかなと思います。佐賀県は、県にもありません。市町村にももちろんありませんが、一番最初にこれをつくったところが、早いところで町で、北海道のニセコ町が早くにつくられていました。小さな町ですけども、これは町民の知る権利ということで、情報公開条例と文書管理条例が一緒の頃につくられています。それは、町長さんの姿勢であったり、町民の知る権利を重く思われてつくられているのだと思いますが、とても参考になるなと思って条例を読んだところでした。

そういうふうなことで、この条例に関しては行く行くはどうかなというふうなことをおっしゃいますが、いかがでしょうか。

○千布一夫総務課長

条例化について、本町の考えについての御質問でございますが、先ほどから議員のほうからお話がありましたとおり、平成23年に公文書等の管理に関する法律が施行されておりますが、この法律の中で、地方公共団体においてはその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するように努めなければならないと規定されております。本町におきましては、従前より白石町文書規定を制定しまして、この規定に基づきまして公文書の適正な管理を行ってきたところでございます。全国の公文書の管理に関する条例の制定状況でございますが、先ほど議員からお話がありました、公文書の管理について条例を定めている市町村数は全国で32団体で

ございまして、そのほかの市町村は規則や要綱等で対応している状況でございます。公文書の管理に関して条例化している団体はまだまだ少ない状況であります。今後ほかの団体の先進事例等を調査研究しながら、検討をしていきたいと考えております。以上です。

○内野さよ子議員

情報公開条例は、冒頭に町民の知る権利ということをやっています。しかし、規定であれば、そこまでもうたっていないですよ。規定であれば、趣旨とか、「ならねばならない」、「職員の仕事である」みたいなことが書いてありますので、条例になりますと、町民の知る権利、よって町民共有の財産であるような中身を入れますと、職員の皆さん自身も、私たち自身も、文書についてもっと重きを持って管理していくのではないかなと思いますので、ぜひ今後条例をしてやったら、ぱっと見た目が規定と条例は違うので、そこを踏まえた中身につくり上げていかれるといいなというふうに思っているところです。町長としてはどうでしょうか、リーダーシップのところで。

○田島健一町長

情報公開と公文書の件でございますけれども、先ほどから総務課長も答弁差し上げておりますが、全国でもまだ、先ほどニセコのお話がありましたけれども、現在のところ32町村ということで、まだまだ少ないかなと。先陣を切って町長やってみたらということでもございましょうけれども、進んでいないということは、何か理由があるのかなというふうに思います。そこら辺は私どもも積極的な姿勢を見せながらも、勉強はしていかないかなというふうに思いますので、そこら辺は今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○内野さよ子議員

条例をつくっているところが少ないというような理由でおっしゃったのではないという事は分かりますが、そういう方向に向かっていくと、職員の皆さんにも分かりやすい、私たちにも分かりやすい文書管理の中身になるのかなというふうに思っていますので、その辺については進めていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

2点目に移りたいと思います。

誰もが自分らしく伸びやかに活躍するためには、男女共同参画基本法等、いろんな法律ができています。あと、男女雇用機会均等法であったり育児・介護休業法であったり、女性に対する法律は制定はされていますけれども、社会の仕組みが女性活躍の理念に追いついていないのではないかなということを感じているところです。地域社会の仕組みを変えていく必要があります、役場組織の中や地域での環境整備は重要であると思います。社会の変化がいろんな面で、特に女性は社会の動きに対して翻弄されているところがあるかなと思います、私はですね。

例えば、男は仕事で外で働く、女性は家庭を守るんだというような意識が長年の間

ありましたから、そういうものがあるかも分かりません。けれども、逆に男性の側から見ると、そがんで夫はずっと家庭を守って働くものだという環境の中で、そういう葛藤があるのかも分かりませんが、どちらかというとな男性は外に行かれて働いておられることが多いので、女性も家庭も、それから仕事もということで、いろいろな面で翻弄されている部分があるかなというふうに思って、この質問をしています。そういう状況の中で、自分らしく活躍をしたいなと思っていても、なかなかできなかつたり、仕事場の状況からできなかつたりとか、いろいろなことがあります。うちの会社はこうではなかった、うちの職場はこんなだったということで、自分がやり遂げようと思っていることがなかなかできない環境にあるのかも分かりませんが、でも自分の努力で進んでいるというような状況をつくり上げていくことも大切だと思うんですね。

そういうことから、固定的な役割分担から脱却した環境づくりが必要ではないかなと今回の質問をして思ったところでした。そのことについて、役職は人をつくると言われているが、それまでの過程が重要であると考えています。役場内の、例えば管理職になるまでにおいては、どのようになされているのかということで伺います。お願いします。

○百武和義副町長

この件については、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

管理監督職、これは課長、課長補佐、係長を指しますけれども、この管理監督職への昇任につきましては、毎年12月に全職員が提出をする人事異動自己申告書で昇任を希望する職員、また年齢または適材適所等、ふさわしい職員の中から、人事評価の活用方針に基づき決定をしております、能力の適正な評価によることが基本というふうに考えております。

職員を管理監督職に登用するには、様々な取り組みが重要となってきます。まず1つ目は、人材育成でございます。人材育成につきましては、白石町人材育成基本方針に基づき、他団体主催の研修受講案内や職場内研修を実施しておりますが、例としては管理監督職になるためのマネジメント研修、それから職階級に応じた研修等を受講してもらい、各役職によるスキルアップを図っているところでございます。また、昨年度は全女性職員を対象にした女性活躍推進研修を実施しまして、ライフステージの変化と働き方、それとリーダーシップマネジメントなど、仕事と家庭の両立について学んでもらっております。

次に、2つ目としまして働きながら子育て、介護等ができる職場環境づくりでございます。

時間外勤務の短縮、職場内での協力体制の推進のほか、部分休業や看護休暇などの制度を周知するなど、出産、子育て、介護等に配慮した人事管理を積極的に行う必要があると考えております。男性、女性関係なく職員が活躍するためには、研修などによる人材育成と、職場と育児、介護等を両立できる職場環境の整備が重要であるということから、今後も引き続き職員が活躍できる取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

昨年度研修をされたことを言われていましたけれども、この研修についての中身と
いいですか、対象者は先ほど女性職員とおっしゃったような気がしますが、中身等を
大体分かればお願いします。

○千布一夫総務課長

昨年度開催しました女性活躍推進研修の内容について御説明いたします。

昨年度、長崎県内の市役所に勤務されている女性職員の方を講師に招きまして、本
町の女性職員全員を対象とした女性活躍推進研修を実施しております。ライフステー
ジの変化と働き方、またリーダーシップとマネジメントをテーマとして、講師の実体
験から仕事のやり方や家庭との両立について学んだところでございます。

具体的には、リーダーシップのコツやつぼ、また部下との接し方や対応について、
それから理想のリーダー像など、自身の実体験を交えて分かりやすくお話をしてい
ただきました。また、役場で仕事をしながら、思っていること、感じていることなど
を女性職員同士で気軽に何でも話し合えるようにということで、グループワークも行
っております。

この研修を受講した職員の感想でございますが、様々な家庭環境がある中で、仕事
と家庭の両立は難しいとの感想も一部ございましたが、何事にも前向きな考え方が大
事であると思った、また社会的に女性の立場や在り方が変わってきて、女性でも
できること、女性だからこそできることがあると感じたなどの感想もございました。こ
のような研修を毎年度継続して実施し、女性の働き方改革への意識を醸成すること
が大切であります。同様の研修を男性職員にも実施することも必要であると思
っております。

以上です。

○内野さよ子議員

今課長も答弁されましたけれども、実際はこの人材育成については男性、女性関係
なくやりたいということを冒頭に言われて、去年の研修は女性職員を対象にされた
ということで、最後に補足を言われたので、男性職員にもということで。そのとおり
ですね。こういった女性の職員さんを長崎県から呼ばれて、実体験をされた、女
性の生き方は仕事と家庭の両立をするんだという体験を聞きながら、女性職員の方
も一喜一憂しながら、こうか、私はこんなところが足りなかったとか、いろいろ感
想を持たれたと思います。しかし、最後に言われたのでよかったんですが、男性
職員の方も一緒に受ける必要があると思うんです。女性の考え方を知る。ワー
クショップは別々にわいわいわいわい騒いでもいいと思いますが、本当は男性も
一緒にですね。これが、去年は女性職員だけが対象、おとしはどうだったのか、
その前はどうか。こういう女性だけがリーダーシップを取るように、女性
だけが仕事と家庭の両立を、それではなかなか女性だけが重苦しくな
って、男性も女性の理解をすることが

大事なので、そこは一緒にしていただくことが大切かなと思います。その前々はどうだったでしょうね。分かりますか。考え方としては一緒だったら、そこは男性も女性も一緒に研修を重ねていくことが大切ではないかというふうに思います。そこはどうでしょう、もう一度。

○千布一夫総務課長

以前のことは私のほうもよく把握はしておりませんが、多分行っていなかったんじゃないかなというふうに思っております。今回、こういった研修を実施しましたが、先ほども最後に言いましたが、毎年継続して実施していくことが大事であると思っておりますし、男性職員も同様に、一緒に進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○内野さよ子議員

一緒に聞きながら、女性の職員のお話、あるいは一緒に聞きながら、今度は男性の方のお話、家庭等をどう守って、自分が仕事と介護の両立をやっているかとか、そういう一緒に聞かないと、女性だけ頑張りなさい、頑張りなさいと言われても、逆にこれは研修にならないのではないかな。もちろん、研修にならないとは言いませんけれども、一緒にという、人材育成と最初に言われたので、副町長ですね。一緒に、共に考え、共にお互いのよさ、悪さを考えながら進むのがいいのではないかなというふうな感想を持ちました。今後も続けていただいて、ぜひそういうスキルアップするような研修を、1回だけでしたので、中には県外に出たりとか、そういう研修はあらゆるところであっていますので、ぜひそういう研修もそれなりの年齢になられた方、その方に向く研修を続けられるようにされることを望みます。

以上です。

それから、2点目に移りますけれども、各コミュニティの中には、女性の位置づけがない、このため女性団体では令和2年度からワークショップ等を開催し、意見を出し合ったが、女性たちの力だけでは補えない。今後は行政の力が必要であるということで、お尋ねをしています。このことについて御答弁をお願いします。

すみません。そのことによって、女性団体の、実は設立ということをしました。そのことを含めて、先に申し上げたいと思います。すみません。

そういうふうにしてワークショップ等を開催し、意見を出し合い、女性の力ではどうしようもないということを最後に気づき、そういうようなことを申し上げているところです。このことについて、実は先日、12月3日に町内の女性団体の設立の総会をいたしました。「町内には」という、そのときに要望書という形でまとめ上げたものをちょっとだけ読み上げます。

町内には、現在様々な女性団体があり、それぞれ活動をしております。時代の変化に伴い、どの団体においても会員の減少があります。組織の維持や活動の継続等が大きな大きな課題となっています。

そういうことで、女性団体の設立ということで、小さな80人ぐらいの団体であって

も、今回6つの団体ですが、そういう団体が寄れば、大きな団体になる。そうなれば、例えば審議会等においても小さな団体から出ていくと、同じ人が繰り返し出ていたりしますので、大きな団体になりますと、固定的な役職の審議会にもならないので、そういう意味合いも込めて、町のためにも自分たちのためにもということで設立をいたしました。その活動目標というのを掲げて要望書には挙げていますが、1点目には、町の今申し上げた各審議会等において、現在各団体から委員として参画をしていますが、会員の減少などにより選出される委員が固定され、個人の負担が大きくなるということを掲げています。それから2点目に、現在地域組織及び地域役職の中に女性の位置づけがなく、発言の機会や活躍の場が少ないため、地域組織の一つである各自治公民館内に女性部を創出し、女性が発言できる場をつくるようにしてはどうかということを書いています。3点目に、近年大きな災害があります。毎年のように発生しているために、災害対策や避難所運営についても女性団体、女性にもできることを見いだし、サポートをする。男性だけではなく、女性たちもできることをサポートするようにすればいいのではないかと団体の中で話し合いました。そういうことに取り組んでやっているんですけども、町長に要望書として今後提出をすることになりますが、この点について、今日先駆けていますけれども、先日総会にも出席をいただいていますので、感想も含めてお願いをしたいと思います。

○田島健一町長

先日、ゆうあい館で開催されました白石町女性団体連絡会の設立総会には、私も来賓として出席をさせていただきました。そのとき、設立総会までの経緯について説明がございましたが、地域での女性の役割、あるいは役職の創出について、団体の中で何回となく話し合われるとともに、その必要性をより多くの方々に共感してもらおうという取り組みなどを積極的に展開されたとのことでした。町の第3次男女共同参画推進プランの基本目標であります、誰もが活躍できる環境づくり、また調和の取れた男女共同参画社会づくりを進める立場である私といたしましては、うれしく、また心強く感じたところでございます。

今後につきましても、女性の活躍推進はもとより、地域振興の視点からも、活動目標を立てて活動されることとお聞きいたしております。行政の力が必要というような御発言でございますけれども、町といたしましても、これまでどおりの連携、またそれ以上あるかも分かりませんが、協力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○内野さよ子議員

これまでどおり協力をしていく、より以上にと最後に言ってくださいましたが、とても力強く思ったところでありました。

担当課長としてはいかがでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

担当課長としての意見ということでございますけれども、町長の答弁のほうにもご

ございましたように、これまで女性団体連絡会、地域での女性の役割、役職の創出ということを目標に持たれまして、長期にわたりワークショップですとか打合せを重ねていただいております。誠に感謝申し上げますところでございます。

当課といたしましても、この目標につきましても、第3次男女共同参画推進プランの具体的な施策として掲げております審議会等への男女共同参画の推進ですとか、これはまさに地域活動の場における男女共同参画の推進、こういったことに大きく貢献いただく取り組みだと考えております。今後につきましても、先ほど町長のほうからもありましたけれども、これまでどおりといいますか、これまで以上に連携してまいりたいと思っております。

また、今後ですけれども、役割、役職の創出に向けて、今度は具体的な活動に入られる、まさに白石町の男女共同参画の新しい未来に向かってということで進んでいかれることとなります。期待感のほうもございますし、我々担当課といたしましても、各分野に今度は幅広く活動、そして推進をされていくという意味では、特に今後は我々も関係各課とも十分な連携を取りまして、しっかりとお力添えさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○内野さよ子議員

このように男女共同参画社会、男女と法律的にはなっていますが、まだまだ社会の仕組みが追いついていないということを目頭に申し上げましたが、男性から言い分があるかも分かりません。しかし、現状ではまだまだ社会的な位置づけができていないように思っています。早くこのように言わなくていいような世の中になるといいなとは思っているところです。先ほど課長も町長も力強くおっしゃっていただきましたので、とてもよかったと思います。

私がここで何回も言うのは、実は須古地域で地域づくりを初めにやっているところです。そのときに、今も少しずつ進み始めてよかったんですけども、最初に人集めをするときに、前にも言ったことがありますけれども、男性の方は役職がいっぱいあるので、よかったら準備委員会に来てください、よかったら準備委員会に来てくださいと言っても、なかなか男性の方はよかよと言って、区長さん、公民館長さん、どこにでもいらっしゃるのでよかったんですが、女性に関しては、確かに女性団体の方々には役職の方がいらっしゃいますが、地域の中でいらっしゃるわけではなくて、町全体で女性団体を盛り上げてくださっていますので、地域の中から人に来てくださいというのはとても難しかったことを、困難であったことをとても思っています。

そういう面から、今後は、今六角があって、有明が始まって、その雰囲気が出てきましたけれども、人を集めるというのはとても大変なことです。そういうことをやっていく上においても、今後そういう女性団体の集まり、それから地域の中に位置づけができますと、何もなくて、あそこから、戸ヶ里からとか、スムーズに流れが行くと思うんですね。そういうことも含めて、ぜひともそういう位置づけ等について協力をしていただけたらいいなというふうに思っています。今回の質問をしています。

先日、町長も来賓としておみえになった12月3日でありましたけれども、そのとき

に私たちが綾町のこういう方式を使わせていただいて、今回のような取り組みをしているんですけれども、綾町の今の会長さんに来ていただきました。宮崎県からですが、来ていただきました。その中で言われていたことが、これは押しつけではなくて、聞いてください。町長さんや当時の役場の方たちが地区を回ったりするときに、協力をしていただいたということをおっしゃったんですね。講演のときにはおっしゃいませんでしたが、お話をしているときにそのようにおっしゃいました。女性の力だけでは、まとまる話もまとまらなくて、行政の力がとても大だと思います。これは、町にとっても女性たちにとっても、もちろん男性にとっても、今後は男性ばかりに任せてはいられないというのは語弊があるかも知れませんが、男性だけではなくて、女性も共に協力をしていく世の中、白石町であればいいなということで、今回の質問もしていますので、町長、あるいは課長、それから公民館の方々、そういうお力添えをいただきながら、すぐにみんながまとまるということではありませんけれども、徐々にそういう地域の中に位置づけができていけばいいのではないかと、最初は1人かも知れませんが、その次の年は5人になるかも知れませんが、そういうことを繰り返しながら、そしてこういうことを言わなくてもできるような白石町になってくれればいいなということを感じながら、今回の一般質問を終わりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで内野議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了します。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時10分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月14日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 久 原 雅 紀